

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段の規定による。

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

立川市事務手数料条例（昭和42年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>付 則</p> <p>1 及び 2 ……略……</p> <p>3 <u>平成31年度から令和5年度までの電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を記録した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と通信回線により接続され、証明書等を自動的に交付する機能を有する民間事業者が設置する端末機をいう。）により交付する次の各号に掲げる証明書等に係る事務手数料については、第3条第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1)～(4) ……略……</p>	<p>付 則</p> <p>1 及び 2 ……略……</p> <p>3 <u>平成31年度から令和3年度までの電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を記録した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と通信回線により接続され、証明書等を自動的に交付する機能を有する民間事業者が設置する端末機をいう。）により交付する次の各号に掲げる証明書等に係る事務手数料については、第3条第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1)～(4) ……略……</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。